（様式第６－８号）

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和2年7月28日

久　喜　市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第７条第５項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第６項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	２号事業	３号事業	４号事業	地域	重点区域との重複の有無		
○				六万部地区	無	H28　～　R2	六万部裏方農振会
○				菖蒲町上栢間・菖蒲町下栢間地区	無	H28　～　R2	上田農地保全会
○				菖蒲町上栢間・菖蒲町下栢間地区	無	H28　～　R2	埜の田農地保全会
○				江面地区	無	H29　～　R3	江面本田上根地区多面的機能整備組合
○				菖蒲町新堀地区	無	H29　～　R3	上新堀農地管理組合
○				下早見地区	無	H30　～　R4	下早見新田農地管理組合
○				北中曽根・菖蒲町三箇地区	無	R2　～　R6	古笊田農地保全組合
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	
						～	